

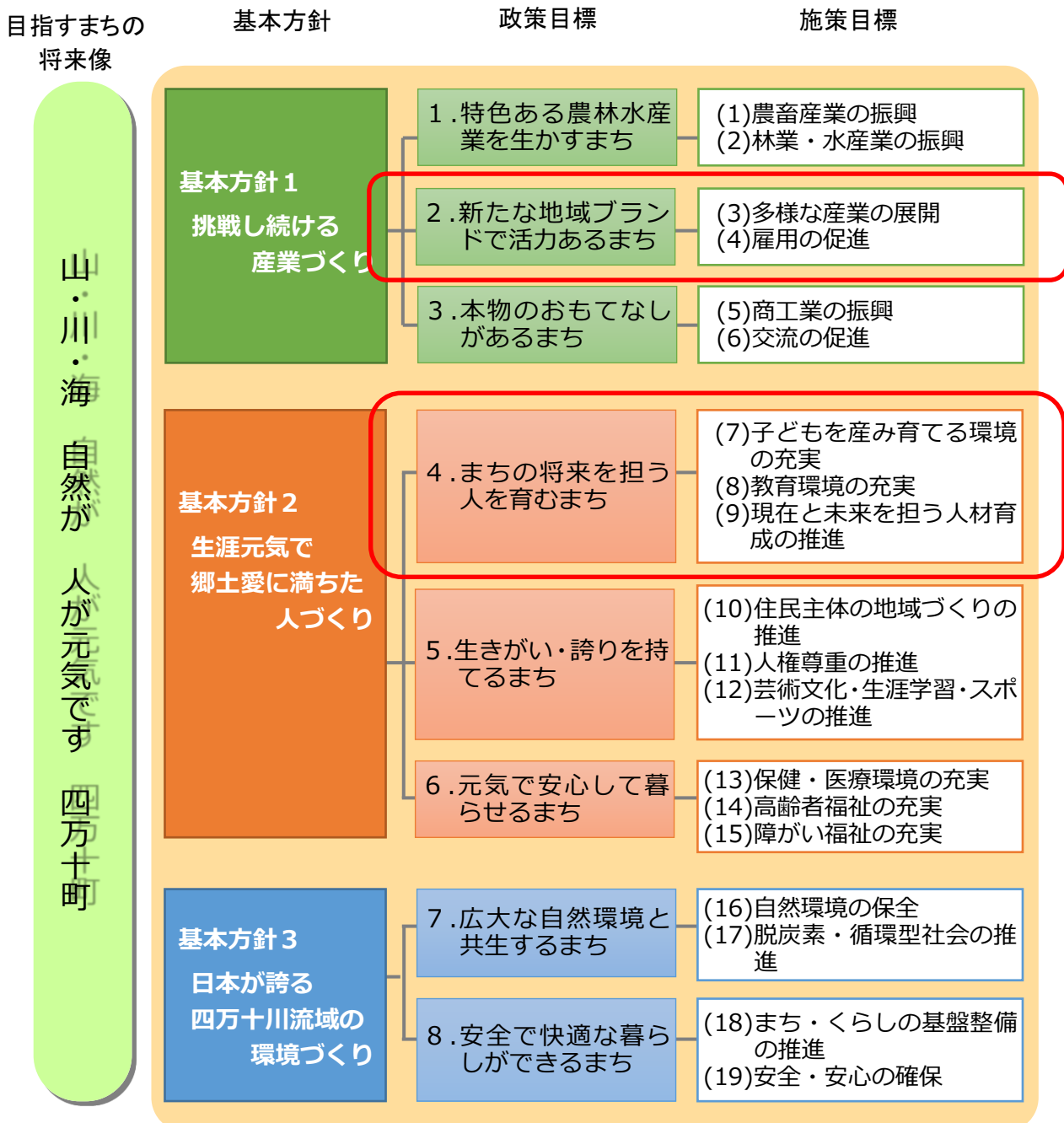
行政評価とは、「行政機関が主体となって、総合振興計画の体系に基づき、自らの行政活動を点検・評価し、その結果を改善につなげていくことであり、それらをシステムとして行政活動の中に組み込んで実施すること」とされています。

1 行政評価の目的

- (1) 協働によるまちづくりの推進（町民との情報共有の推進、町政への町民参画の推進）
- (2) 効率的で効果的な町政運営の確立（総合振興計画の推進、職員の意識改革と能力の向上）

2 評価項目

令和4年度については、**政策目標2. 新たな地域ブランドで活力あるまち**と**4. まちの将来を担う人を育むまち**に関連する5つの施策目標と、その施策に関連する事務事業59事業を1次評価（内部評価）の評価対象としました。【①事務事業評価、②施策評価を実施】



3 事務事業評価

事務事業の点検にあたっては、令和3年度の実績に基づき、以下の項目に留意して事務事業の見直しを行いました。

(1) 事務事業の目的や必要性の確認

事務事業の目的や必要性が不明確であれば、無駄が生じたり見直しがなかなか進まなかったりといった弊害が生まれてきます。それらを再確認したうえで、現在行われている事務事業の意義や必要性が薄れていないか、サービスの内容や対象を見直す必要がないかなどの確認を行いました。

(2) 事務事業の有効性の確認

投入した予算や提供したサービスの量だけで事業の進捗状況を判断するのではなく、町民にとってどのように有効な事務事業であるかや、現在の実施手法によって目標とした指標達成に近づいているかなどの確認を行いました。

(3) 事務事業の効率性の確認

行政、町民、事業者の役割分担や、必ずしも町が実施する必要のない事業については民間委託等の検討を進めるとともに、事務の実施体制や業務プロセスに工夫の余地がないか確認しました。

4 施策評価について（新）

評価対象となった施策に関連の深い課を総括担当課に指定し、総合振興計画に記載された指標の達成状況と、各事務事業の進捗レベルを確認のうえ、施策目標の達成度について評価を実施しました。

5 施策ヒアリングでの評価内容の確認

総合振興計画実施計画（令和5年度版）の策定のため、7月19日～8月25日までの間、来年度以降の各課の取り組みや、行政評価（事務事業評価、施策評価）の内容について確認するため、施策ヒアリングを実施しました。

6 外部評価について

本年度実施しました施策評価について、外部評価をお願いしたいと考えています。（行政評価条例第7条第3項）施策評価を実施いただく際には、個別の事務事業評価の内容についてもご覧いただいたうえで、担当課との質疑応答の時間を設けさせていただき、評価シートへご記入いただく方法をお願いしたいと考えています。

7 行政評価の公表について

行政評価については、評価結果を公表することとなっています。評価結果の公表については、内部評価・外部評価を一緒に町ホームページ等で公表するようにしたいと考えています。